

会 議 録 目 次

平成 1 7 年第 6 回海田町議会 1 2 月定例会（第 3 日目）

平成 1 7 年 1 2 月 9 日（金）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	第 43 号議案	海田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について……………	3
日程第 2	第 44 号議案	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 1
日程第 3	第 45 号議案	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 2
日程第 4	第 46 号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 4
日程第 5	第 47 号議案	海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 8
日程第 6	第 48 号議案	平成 17 年度海田町一般会計補正予算（第 6 号）……………	3 3
日程第 7	第 49 号議案	平成 17 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	4 1
日程第 8	第 50 号議案	平成 17 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	4 3
日程第 9	第 51 号議案	平成 17 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	4 5
日程第 10	第 52 号議案	平成 17 年度海田町水道事業会計補正予算（第 3 号）…	4 6
		（閉 会）……………	4 7

平成17年第6回海田町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 招 集 年 月 日 平成17年12月7日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 12月9日 (金) 9時00分宣告 (第3日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |              |     |         |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番  | 久留島 元 生      | 2番  | 三 宅 総一郎 |
| 3番  | 岡 田 良 訓      | 4番  | 西 田 祐 三 |
| 5番  | 渡 辺 善 隆      | 6番  | 桑 原 克 之 |
| 7番  | 多 田 雄 一      | 9番  | 西 山 勝 子 |
| 10番 | 宮 坂 二 郎      | 11番 | 河 野 道 昭 |
| 12番 | 崎 本 広 美      | 13番 | 前 田 勝 男 |
| 14番 | 住 吉        充 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 原 田 幸 治      |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員 (1名)

8番 斎 木 貞 暁

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |              |     |         |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番  | 久留島 元 生      | 2番  | 三 宅 総一郎 |
| 3番  | 岡 田 良 訓      | 4番  | 西 田 祐 三 |
| 5番  | 渡 辺 善 隆      | 6番  | 桑 原 克 之 |
| 7番  | 多 田 雄 一      | 9番  | 西 山 勝 子 |
| 10番 | 宮 坂 二 郎      | 11番 | 河 野 道 昭 |
| 12番 | 崎 本 広 美      | 13番 | 前 田 勝 男 |
| 14番 | 住 吉        充 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 原 田 幸 治      |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員（１名）

8番 齋 木 貞 暁

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |   |           |
|---------------|---|-----------|
| 町             | 長 | 山 岡 寛 次   |
| 理             | 事 | 山 本 義 彦   |
| 企 画 部         | 長 | 池 乃 本 和 弘 |
| 総 務 部         | 長 | 因 幡 貞 男   |
| 福 祉 保 健 部     | 長 | 上 條 正 弘   |
| 参 事（行政改革推進担当） |   | 富 田 征     |
| 建 設 部         | 長 | 児 玉 正 克   |
| 財 政 課         | 長 | 内 田 和 彦   |
| 総 務 課         | 長 | 窪 地 満     |
| 税 務 課         | 長 | 永 海 房 雄   |
| 住 民 課         | 長 | 貝 原 陽 子   |
| 福 祉 課         | 長 | 植 野 敏 彦   |
| 高 齢 福 祉 課     | 長 | 上 村 直 樹   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 | 長 | 木 原 晴 彦   |
| 教 育           | 長 | 正 木 洋     |
| 教 育 部         | 長 | 中 野 潔     |
| 学 校 教 育 課     | 長 | 青 木 基 秀   |
| 上 下 水 道 部     | 長 | 木 原 正 博   |
| 上 下 水 道 部 次   | 長 | 新 浜 憲 治   |
| 下 水 道 課       | 長 | 朝 倉 登 司 雄 |
| 福 祉 セ ン タ ー 所 | 長 | 飯 田 義 光   |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のために議場に出席した者の職氏名

| | | |
|-----------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 | 長 | 園 山 純 |
| 主 幹 | | 濱 吉 計 守 |
| 主 事 | | 中 村 修 介 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- 日程第 1 第43号議案 海田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の
制定について
- 日程第 2 第44号議案 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 3 第45号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第 4 第46号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 第47号議案 海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 第48号議案 平成17年度海田町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 7 第49号議案 平成17年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 第50号議案 平成17年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 第51号議案 平成17年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第10 第52号議案 平成17年度海田町水道事業会計補正予算（第 3 号）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しておりますので、本会議を再開いた
します。
直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしてお
ります日程第 1 から日程第10に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）日程第 1、第43号議案、海田町長期継続契約を締結することができる契約
を定める条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。
町長。
○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もひとつよろしく申し上げます。
それでは、第43号議案、海田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条
例の制定について。地方自治法等の規定に基づき、長期継続契約を締結することができ

る契約を定めるため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、第43号議案、海田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてご説明をいたします。平成16年の通常国会で成立しました地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、あわせて地方自治法施行令の改正が行われたことにより、長期継続契約を締結することができるものを条例で定めようとするものでございます。

それでは、条例の概要につきましては資料によりご説明をさせていただきたいと思っております。資料2の方のご準備をお願いいたします。条例の内容でありますけれども、長期継続契約につきましては、行政運営上、複数年にわたり継続的または反復的に業務の履行を受ける必要があるものについて、継続費、繰越明許費または債務負担行為の予算の計上を行うことなく、翌年度以降にわたり契約を締結することができることとして、地方自治法第234条の3の規定がなされているものでありますけれども、このたびの地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴いまして、この条例を制定することにより、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内で給付を受けることを条件といたしまして、予算に翌年度以降の債務負担行為を設定することなく、新たに、ここに掲げております次の契約についても長期継続契約として契約の締結が可能となるものでございます。1つには、物品を借り入れる契約であって、商慣習上複数年にわたり契約することが一般的であるもの、具体的には次に掲げている物品をリース契約または長期レンタル契約等により借り入れるものなどを想定しております。2つ目には、役務の提供を受ける契約のうち、施設の管理業務その他の毎年4月1日から年間を通じて継続的に役務の提供を受ける必要がある業務に係るものでございます。具体的には、1年を超える継続的、反復的な業務であるものが対象であり、次に掲げるものなどを想定しております。

次に、2ページでございますけれども、2の趣旨でありますけれども、条例を制定し、複数年の契約により、長期の契約による割引、相手方の技術の蓄積による業務の効率化、サービスの質の向上等の経済的・質的に有利な契約が期待できること、また、長期継続契約は、翌年度以降の予算として議会で議決される前の契約が可能であり、当初予算成立前でも入札の執行や契約の締結ができることになり、4月1日から業務開始の契約について入札を実施したり、落札から業務開始まで業者が準備する期間を確保することが

できるため、業者間の競争性を高めることが期待できることとございます。

次に、3 ページをお願いいたします。長期継続契約に関する関係法令体系をお示ししておりますが、太枠で囲っている部分が今回追加されたものでございます。これまでは、地方自治法第234条の3 関係では電気、ガスもしくは水の供給を受ける契約と、電気通信役務の提供を受ける契約と、不動産を借りる契約の3 つに限定されておりましたけれども、太枠部分のその他政令で定める契約が追加されたものでございます。また、この自治法の改正を受けまして、地方自治法施行令の改正により第167条の17が加えられまして、ここに掲げておりますように、新たに翌年度以降にわたり物品を借り入れまたは役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち条例で定めるものという条文が追加され、施行令の改正が行われたものでございます。これらの改正を受けまして、本町の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を定めようとするものであります。なお、地方自治法第234条の3 の規定の後段でただし書きといたしまして、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならないと規定されておりまして、長期継続契約を締結いたしましても、予算がつかなければその執行はできないということになっていることを示したものでございます。

この条例の施行日につきましては、公布の日からとしております。以上、第43号議案、海田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についての説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原議員。

○6 番（桑原）3 点ばかりお願いしたいんですけれども、まず、初めて本町の条例に長期契約の締結の関係を載せられたわけなんですけれども、素朴な質問で恐縮なんですけれども、なぜここに書かれている、物品を借り入れる契約、それと役務の提供という、この2 つだけに限られたのか。その理由がまず第1 点。

それと、資料2 の2 ページに趣旨が書かれてあります。今の技術の進歩というのは日進月歩で随分激しいわけですね。1 年違えば随分効率のいい機械とか、経済的にも有利な技術の進歩が見られるわけで、そういうときに長期契約を結んだ場合、ここに書かれているようなメリットももちろんありますが、デメリットもあると思うんです。そういうことで、価格の公開というんですか、それをどういう場合にやるのかというのは契約

上重要なことなので、その辺はどのように考えておられるのかということ。

3つ目に、(2)の方の「このため」以下のことについて「入札を執行し、落札から業務開始まで業者が準備する期間を確保することができるため」というのは具体的にどういことなのかわからないんですけれども、それで、それによって業者間の競争を高めることに期待できるというように書いてあるんですけれども、ちまたのよく言われることですけれども、業者間の競争性を高めるということは談合とかなり結びつく可能性があるんです。談合というのはこればかりではないんですけれども、特に競争性が激しいものは、よりそういう問題が今までもありましたね、海田町は。そういうことについてどのように考えておられますか。この3点をお願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）まず1点目の、物品、役務の提供を受けるものに限定をされている理由でございますけれども、このたびの条例の制定につきましては、背景にはいわゆる特区として鳥取県、あるいはオリックスとかリース関連業者の方から長期継続契約、いわゆるコピー機とか、あるいは複写機関係とかリース契約については商慣習上既に長期契約が一般的になっておるということを踏まえまして、その業界の方から、あるいは鳥取県の方から国の方に特区として認めてもらいたいというふうなことが出ました。その中で国の方におきまして、これは特区として一部の地域だけでなく全国的な取り扱いとして、このような業態については既に商慣習上長期継続が一般的になっておるということを踏まえ、ここで言う物品あるいは役務提供で長期的に行っているのが一般的であるものについては、このたびの法改正に基づいて条例施行することによって各自治体においても実態に合うような方向をとろうということで制定されたものでございます。

それから、メリット、デメリットでございますけれども、これにつきまして、当然ながら、メリットにつきましてはいわゆる競争性の確保ができます。逆にデメリットは、1つの業者が長期間固定することも考えられます。それを防ぐために、今回の施行令の中にも、そういうことのないように、ある程度競争性を確保する期間を設定することについては十分各自治体において配慮すべきだということについて示されております。

それから、業者の競争性を高めることは談合につながるというようなこともありますけれども、これは談合につながるのではなく、逆に、こういうふうに長期間することによって業者がコストダウンをでき得るということを想定しておりまして、談合につながるものじゃないと考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）2番の質問の趣旨を誤解されたように思うんですけども、今、技術的に日進月歩だから、ここに書かれてあるパソコンとかファクシミリなんていうのはどんどん進んでいるわけです。だから、1年でもおくと、新製品が出て、単価を下げた方がいいとかそういう状況になったときに価格のことをどのように考えておられますかという質問なんです。だから、そういう価格条項をちゃんと決めていますよね、普通。こういう場合には価格改定をやるんだということ。そのことについてはどのようにお考えですかということです。

それともう一つの、業者間の競争を高めることが談合と結びつかないと言うんですけども、今までの談合の例を見ると、そういう可能性が強いんです。競争が激しいと、より談合と結びつきやすいということで、その辺はどう考えていますかということです。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）確かに、1点目のパソコン関係につきましては日進月歩的にいろいろなシステム等が向上している事実がございますけれども、あくまでも借り入れた時点はそのものを商慣習上は一定期間借りますので、それから、借りたものを毎年毎年更新はしませんので、借りたものを一般的には3年、5年等の期間で借りてまいりますので、そこで言う価格の改定関係は、当然ながら、当初導入したときの価格になるものと考えております。

それから、2点目の長期間にわたることによる談合助長ということでございますけれども、逆に業者におきましてはその一定期間、例えば今までは単年度、1年での契約が複数年になった場合にはより業者にとってメリットがありますので、そういう面では逆に競争性は高まるものと考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）桑原議員が聞いたのではぼわかったんですけども、1つ、途中解約の問題で、例えば新しい製品で高性能が出たという場合はどう対応するのかというのがわからないし、それから、業務上こちらの都合で、例えば1年間は使う、その次の1年間は都合でやめる、その3年間の最後の年でまた新たに使うということになれば、途中の中断の扱いなんかはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）1点目の、途中解約の場合の対応でございますけれども、そういうこ

とのないような契約をしますので、そういうことを想定できるものはまず長期契約的には該当しないと。いわゆる単年度契約になってくると思います。

2点目の、こちらの都合でやめた場合でありますけれども、都合でやめる場合であれば、当然ながら、そういうことがないようなことを想定して考えますので、逆に、基本的にはこの長期継続契約は契約のみでありますので、予算がつけられなければ解約するという契約条項が入りますので、そういう面では業者も、町としましてもそういうことのないようなことでの業種を選んでいきますけれども、もしそういう事態が起きたら、途中で予算がつけられなければ契約解除するということはお互いの総意の契約の中にありますので、それは相手方も理解をいただくというふうになると思います。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）新しい製品で高性能で安くて、今よりもかなりスピードが、例えばこの例にあるような印刷機であるとかパソコンであるとか複写機、3カ月もしたら新しいものが出てくるというのはパソコンなんかがいい例ですね。それでも3年間は使うというんだったら支障が出てくると思うんです。特にOA機器はそうなんですが、そういう場合に、じゃ、契約書の中に、新しい製品は日常常識の範囲の中で取りかえる、あるいは再リースというんですか、新しいものを入れるそういう条項が入ってくるのかどうか、お尋ねします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）一般的にOA機器の借り入れるリース期間というのは同じものを一定期間という解釈になりますので、それは、そういうふうに途中でもし変えるのであれば、それは長期契約でなく、そういうふうな想定ができるものは単年度の契約になってくると考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。この条例の中の文言では複数年という記述しかないわけですが、競争原理を高めると言われましても、1回目の入札のときには競争原理が働くかもしれませんが、この複数年が長くなればなるほど、もう競争はないわけですね。ましてや、先ほど談合がないとおっしゃいましたけれども、この自治体の機器はこの業者がとろう、違う自治体はこの業者がとろうと言って、業者間で価格をある程度決めていくという談合が発生しやすいような危険性もあるわけですが、それはともかくとして、私は、複数年と言われても、最長年をやっぱり決めておくという一番大事なところ

ろが抜けていると思うんですけれども、おおむね3年とか5年とかという言葉は聞きま
すけれども、やはり最長年、5年以上はしない、3年以上は再契約、やり直すという一
項が要ると思うんですけれども、その辺を記述されなかった理由は何なんでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）まず、1点目の複数年の関係ですけれども、複数年というのはいわゆ
る単年度、12カ月が1年でありますので、12カ月以上、13カ月でも当然ながら複数年
度。それから、これに伴っての競争性の確保という観点から申しますと、期間の設定なん
ですけれども、期間の設定については、いわゆるこれは対象物品の法定耐用年数とか、あ
るいは商慣習上の期間などは当然ながら考慮することというので、これは一般的に他の
自治体においても今回のこの長期継続契約を締結する上で、これは各自治体、例えば各
自治体の中においても部署によって、コピー機なんか使用頻度が違います。物によっ
ては、この部署は例えば5年もつもの、あるいは頻度が少ないものであれば7年もつも
の等がありますので、それにつきましてはその部署あるいは業態ごとに期間については
判断していきたいと考えております。

それから、談合の発生の危険性でございますけれども、これは談合をこの場で私ども
が全くないと言うことは、現実に地元で起きておりますので、確実にないとは言えませ
んけれども、そういうふうに談合関係はない、発生の危険性はないだろうというふうな
認識をしております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）答弁の趣旨が違ったんですけれども、だから、12カ月以上は継続年度の複
数年というのは当たり前の話なんですけれども、そうではなくて、どんな契約であって
も最長5年以上は契約をしないと、3年以上は契約をしないと、最長年度を決め
ておく必要があるのではないかという質疑なんです。その文言が入っていないもので
すから、これは10年継続になるとか7年とか、そうしますと、ますます競争原理とい
うのは働かなくなりますので、この条例の中に複数年と言われても、最長何年とするとい
う文言を入れるべきではないかと私は考えるんですけれども、そのことについてはどう
お考えですかという。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）先ほど申しましたとおり、期間につきましてはそれぞれの業務により
まして形態が異なりますので、そういうことから、画一的に期間を定めるべきではない

と。それは運用上の中で、例えば運用規定、運用要領関係を今つくっておりますけれども、その中で、この業態についてはおおむねこの程度ということで、条例の中で定めますと非常にその枠内で定まりますので、そういう面では運用上で判断するということになるかと思えます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）では、運用上では最長年を記載されるお考えでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）これにつきましては、それぞれの業態が違いますので、個々の業務あるいは個々の物品によって判断してくるということで、おおむねという表現になるかと思えます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。長期契約することによって経費の節減というものをねらわれているというのは理解できるんですが、長期にわたって行う場合、例えばパソコンの例を言いますと、1年は大体無料保守が入っているんですが、長期にわたっていくと保守が発生してくると思うんですが、5年間にわたれば、あとの4年間分は保守料が当然発生してくると思います。その保守料は考えられておるかどうか、お尋ねします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）一般的に商慣習上はリース契約につきましては、あくまでもそれは町が必要なものをリース会社でもって購入していただいて提供していただきますので、それに伴う保守については発生すると考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）だから、物を購入する場合、当然保守を考えながら購入していくと。昨日から質問もあるんですが、建屋の場合も当然そういったことも考えられると思うんです。余談になりましたが。

もう一つは、保守契約が終わった後の再リース、これをかけることによって随分経費も節減できるんですね。その点はどのようになっていますか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）物によりましては、特にパソコン関係は日進月歩非常に機器関係がいろいろよくなっておりますので、そういう面で、果たして再リースがいいのか、あるいはそれを一たん切って新たなものを入れるかというのは、その時点時点で検討して

いきたいと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）今の点はわかるんですが、基本的に当初の目的は経費節減を大きくねらわれておるわけですね。そういった意味から考えた場合に、再リースというのは当然一番有効的な手段というような感じがするんですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）それは物によってくると思いますし、パソコン関係につきましてはそれが例えば5年、7年、当初の目的とその時点での目的が十分達成できるかということについてはその時点で検証していく必要があると考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第43号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第43号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第2、第44号議案、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第44号議案、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法等を考慮した一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定方法に準じて、議会の議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の改正をするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）第44号議案、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の6ページをお開きください。

あわせて、資料３の「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表」及び資料６の「給与改定の概要」をお出してください。今回の改正条例は、１つの改正条例の中で施行期日が異なる改正を行うことから、平成17年度分の改正を第１条で、平成18年度以降の改正を第２条において整理を行っております。今回の改正でございますが、国家公務員の給与に係る人事院勧告を踏まえ、職員に対する勤勉手当が0.05月引き上がることから、議会議員の皆さんの期末手当を0.05月引き上げるための改正でございます。

改正の内容でございますが、第１条関係になりますけれども、第５条の期末手当を0.05月増やし、この支給を行うため、今年に限り３月期に支給を行うための措置を設け、年間3.35月とするものでございます。次に、改正内容の第２条関係でございますが、平成18年度につきましては、３月期にかかわる部分を廃止し、６月期、12月期にそれぞれ0.025月を加え、年間3.35月の支給とするものでございます。期末手当の支給率の一覧につきましては、資料６の「給与改定の概要」の１ページの議会議員に係る期末手当の支給率のとおりでございます。なお、この改正条例の施行でございますが、今年度の改正につきましては平成18年１月１日から、来年度の改正につきましては平成18年４月１日から、それぞれ施行するものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第44号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第44号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第３、第45号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第45号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一

部を改正する条例の制定について。人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法等を考慮した一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定方法に準じて、期末手当の支給割合を改定するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）それでは、第45号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の8ページをお開きください。あわせて、資料4の「新旧対照表」、それから資料6の「給与改定の概要」をお出してください。第44号議案と同様に、今回の改正条例につきましては、1つの改正条例の中で施行日が異なる改正の内容がございますから、今年度の改正内容を第1条で、平成18年度以降の改正を第2条で整理を行っております。改正内容でございますが、国家公務員の給与に係る人事院勧告を踏まえ、職員に対する勤勉手当が0.05月増えることから、町長等の期末手当の支給率を職員に準じて0.05月引き上げるための改正でございます。

改正内容の第1条関係でございますが、第5条の期末手当を0.05月増やし、この支給を行うため、先ほどの議員の方と同様に、今年に限り3月期に支給を行うための措置を設け、年間4.45月とするものでございます。次に、改正内容の第2条関係でございますが、平成18年度につきましては3月期にかかわる部分を廃止し、6月期、12月期にそれぞれ0.025月を加え、年間4.45月の支給とするものでございます。期末手当の支給率の一覧につきましては、資料6の「給与改定の概要」の2ページの②特別職に係る期末手当の支給率の表のとおりでございます。なお、改正条例の施行でございますが、今年度の改正につきましては平成18年1月1日から、来年度の改正につきましては平成18年4月1日から、それぞれ施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第45号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第45号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第4、第46号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第46号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法等に準じて、職員の給与を改定するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長(原田) 総務課長。

○総務課長(窪地) それでは、第46号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の10ページをお開きください。あわせて、資料5の「職員の給与に関する条例新旧対照表」及び資料6の「給与改定の概要」をお出しく下さい。今回の改正は、国家公務員の人事院勧告を踏まえ、これに準じて所要の改正を図るものでございます。職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第44号議案、45号議案と同様に、施行期日の異なる内容を1つの条例で改正することから、平成17年度の改正を第1条の中で、平成18年度以降のものを第2条で改正するよう整理を行っております。

改正の内容でございますが、主に資料6の「給与改定の概要」でご説明いたします。

まず、平成17年度の給与改定の概要でございますが、今年の人事院勧告は8月15日に出されまして、その内容は、官民格差マイナス1,389円、率にしましてマイナス0.36%を是正するため、給料表の改正を行うこと、扶養手当のうち配偶者に係る手当額を月額500円引き下げること、職員に対する勤勉手当を0.05月引き上げ、年間支給率を4.45月とする内容でございます。この人事院勧告の内容に準じまして、議案書の10ページでお示しする「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の第1条におきまして、第6条の扶養手当の額について、配偶者に係る手当額を1万3,500円から1万3,000円とし、500円減ずること、第16条の勤勉手当を今年に限り3月期に0.05月の支給月を設け、年間の期末勤勉手当の支給率を4.45月とすること、及び別表の給料表の改正を行うため、所要の改正を行ったものでございます。この結果、資料6の「給与改定の概要」1ページで

ございますが、本町での改定の状況につきましてはマイナス1,378円、率にしてマイナス0.36%となっております。この内容につきましては資料のとおりでございます。期末勤勉手当の支給率につきましては、資料6の2ページの「一般職に係る期末勤勉手当支給率一覧表」をご覧ください。また、今回の給与の減額に対する調整につきましては、資料6の3ページの給与改定の調整方法におきまして、新たに3月期に支給する勤勉手当の0.05月から本年4月分給与の格差率マイナス0.36%を乗じ、この改正条例施行日前日までの月数を乗じたものと、今年の6月期、12月期の期末勤勉手当の支給額に格差率のマイナス0.36%を乗じたものとの合計額をもって調整するものでございます。

次に、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の第2条になりますけれども、資料につきましては資料6の3ページ中段あたりになるかと思います。平成18年度からの給与構造の改革についてご説明いたします。今回の改革は、昭和32年以来約50年ぶりの改革と言われるものでございます。まず、給料制度に関する改正でございますが、給料表を現行の7級制から6級制に移行するとともに、給料水準を平均4.8%引き下げるものでございます。この給料水準の引き下げに当たりましては、若年層については引き下げを行わず、中高年齢層について7%の引き下げを行い、勤務年数に応じ右肩上がりの給料のフラット化を図るものでございます。このフラット化のイメージにつきましては、資料6の3ページの後段から4ページの上段のとおりでございます。また、職員の勤務実績をきめ細かく反映するため、従来のは号給を4分割、現行は32号給でございますが、これを最高125号給まで拡大しております。4分割するとともに、給料表の最高号給を超える枠外の昇給制度の廃止を行うものでございます。給料表の変更につきましては、議案書の10ページと12ページから13ページにかけての給料表をご参照いただければと思います。

次に、手当に関する改正でございますが、従来は調整手当を廃止し、新たに地域手当が新設されるものでございます。この地域手当につきましては、これまで人事院勧告では全国平均での給与水準となることから、各地域の賃金実態との格差が指摘されており、まず、先ほど説明させていただきましたように、給料を平均で4.8%引き下げた上で、地域の実情に合わせ、地域手当を設けるものでございます。地域手当につきましては、資料6の4ページから5ページにあるとおり、地域手当は6区分設けられ、18%から3%の範囲で支給を行うこととされております。海田町では3%でございます。

次に、資料6の5ページ中段あたりになりますが、「勤務実績の給与への反映」でござ

います。これまでの年功的な昇給から、勤務成績に基づく昇給制度の導入で、いわゆる査定昇給と言われるものでございます。昇給区分を５段階とし、Ａ「極めて良好」、Ｂ「特に良好」、Ｃ「良好」、Ｄ「やや良好でない」、Ｅ「良好でない」に区分し、この査定の結果に基づき、良好な場合の昇給幅４号給を標準として、８号給以上から昇給なしまで昇給の幅を設けるものでございます。この昇給制度のイメージにつきましては、資料６の６ページ上段のようになるものでございます。また、あわせて昇給時期をこれまでの年４回の区分をなくし、１月１日の年１回とするものでございます。また、高年齢層の減額率が高いことから、５５歳昇給停止措置にかえ、５５歳以上の昇給幅を通常の半分程度に抑制することとしたものでございます。あわせて、勤勉手当への勤務実績の反映につきましても、関係規則を改正し、導入する予定としております。

次に、改正内容の実施スケジュールでございますが、この新給与制度は平成１８年４月１日から適用するものでございます。ただし、給与制度が大きく変更することから、給与制度変革の際、民間での実情や裁判での実例を踏まえまして、給料につきましては激変緩和措置として新旧給料月額の違いが生じた場合、その差額の支給を行うこととしております。いわゆる減給補償となっております。この結果、新給料が現在の給料に追いつくまでの間は昇給を停止することとなります。また、地域手当及び新昇給制度は平成１８年４月１日から実施し、新制度による最初の昇給は平成１９年１月１日となるものでございます。ただし、平成１８年度から平成２１年度までにつきましては、査定昇給に係る昇給幅が１号給抑制されるものでございます。この新給与制度の移行に伴います経過措置につきましては、資料６の７ページでお示しいたイメージでございます。

以上が今回の改正の概要でございますが、これらの改正の内容を今回の改正に盛り込み、議案書の１１ページになりますが、第２条、第１０条の２、第１４条、第１５条、第１６条、第１８条におきまして地域手当に関する事項の改正、第６条では字句の整理をするとともに、昇給の時期、勤務に応じた昇給、５５歳以上の者の昇給、最高号給の取り扱いの改正、第１６条及び第１８条におきまして平成１８年度以降の期末勤勉手当に係る支給率の改正を行うとともに、附則におきまして、この改正条例に施行するために必要な諸規定を設けたものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

済みません、先ほどの説明の中で扶養手当に該当する改正のところが、資料５の第９条の関係を第６条の扶養手当の額と申しましたが、第９条でございますので、訂正させていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。これが事実上執行されるということになれば、人件費の総額は全体としてどれだけ違うのか、また、それが後々の退職金にどのように影響するのか、お尋ねします。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）人件費の総額での差額でございますが、三宅議員にご答弁させていただいたように、700万円程度下がるというふうに考えております。これは、定期昇給部分が昇給停止となりますから、その影響として700万円が出るものでございます。それから、退職手当につきましては現在、退職手当組合の方で条例の改正作業を行っておりますけれども、新給料の額において退職手当の率を掛けたものに、激変緩和としての調整額が新たに設けられることになります。それをもって激変緩和の措置が図られるものでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）もう一つは、級が下がっていくとか、数が少なくなって、号が多くなっていくという実態があるわけですね。先ほど膨大な号を示されておるわけですが、俗に言う成果主義賃金に当てはまる中身なんですね。この成果主義賃金の体系というのは、アメリカがもともとこれを発想して、日本の企業にここ10年進行させてきた経過があるわけですね。これによって、この中にもいろいろ評価の基準がありましたけれども、これまでの評価という主な基準は年功序列型で職務職能給が適用されておったのを、今度は評価型とか、成果主義と。仕事をどんどんやる者についてはそれなりの評価をするが、しない者についてはかなりの減額をするという、そういう体系になってくるわけですね。私が思うのには、競争力はある程度はあってほしいと思うが、しかし、今、職員の中で非常に精神的に参ったりして、それがなかなか住民のサービスに直接影響してサービス低下につながっているような実態があるわけですね。もともと給与の体系そのものは、みずから生活をしていくその保障として給与を渡すわけで、仕事の対価として渡すものではないわけですね。特に役場については……。

（発言する者あり）

○15番（佐中）うるさいな。議長。

○議長（原田）発言中ですから、静にしてください。

○15番（佐中）だから、そういう生活をせにゃいかん。また、自分の生活をした上で次の世代の子どもを育てていかにゃいかんから、教育も要る、娯楽も要る、もちろん子育てもそうなんですけれども、そうした中で、仕事ができるか、できないかというのを中心としたそういう勤務の評価ではなくて、その人が本当に生活できるような、そういう体系のもとで、仕事するかどうかというのは、上司がその人に仕事をやらせる、やる気にさせるのが上司の仕事なんです。ですから、今の民間型で、今は成果主義賃金が導入されておるんですが、これの評価について上司が面接して、その上司がいろいろ今までの成果について査定をして、最後には面接でそれが決まっていくという方法なんです、この賃金体系の制度ができた場合にどういう評価をするのか。私が一番懸念するのは、一生懸命やっても評価をしてくれないということが出てくると思うんです。また、総額は今700万円下がりましたけれども、もっと下がる人おるんです。もっと下げて、その分をだれかにつけ加えてやる。こうやったら、労働者同士が競争する。このことがまた重圧になって精神疾患とか、あるいは業務上のいろんな問題で影響してくる、いわゆるサービス低下につながると私は考えるんですが、その点はどうですか、お願いします。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）ご指摘の今回の給与改定、これまでの公務員の給与の考え方を根本から変えていくというものでございます。ご指摘のように、今までは生活給という考え方が強かったわけですが、こうした時代の流れの中で職能給といいますか、成績給に公務員も変えていく、そういった中で資質を上げていくというのが最大の目的でございます。今ご指摘されましたように、当然いろんな意味で精神的な部分も出てくるかもわかりません。現在でもそういった部分があるわけで、そこらにつきましては管理職の方がそういう状況を見ながら職員を育てていく、あるいは精神的な部分のケアをしていくということが非常に大事になってこようかというふうに思います。それから、評価の仕方ですが、これはこれまで数年、給与への反映というのは薄かったんですが、評価制度をとってきておりまして、これを少し改善した形の中で、2種類あるんですけれども、職によりまして10項目あるいは13項目の評価項目がございます。これを各管理職が職員の評価をしていく。ここで一番注意しなければいけないのは、管理職によつての評価のばらつき、人間がやるということで、これが出てくる可能性があるわけですが、まず、そこらあたりの是正につきましては、各担当課長のした評価、それを調整するというので、部長がその調整をいたします。そういったことが1点。それから、基本の

評価の部分についてのばらつきを少なくするための標準化といいますか、評価の手法、ここらあたりは改めて研修等を開きながら、そのばらつきが少なくなるような、そういう手だてはしていく必要があろうかというふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）今までは専門性とか熟練度でかなりのそういう待遇というか、見直されてきておったんですが、成果主義というのはそれも踏まえてのことですけれども、しかし、要領のええ人がどんどんそういう成果にあらわれるというのがかなりの部分を占めておるんです。それによって、一生懸命やってもなかなか評価してもらえないという、そういう不満が民間の中でいっぱい出てきておるんです。だから、私は、さっき言いましたけれども、自主申告、みずから申告をして、上司がそれで判断をする、こういう評価の方法が、相手の言い分を聞きながら、相手も仕事をよくやらせるという評価にも一番つながる。全くそれがなくてどこかでぼんと決まるようなやり方は、もっともつと悪くしていくんですね。だから、評価の仕方、相手の言い分も聞き、そしてそれを本当に考慮するという方法を、これは労働組合が強ければ強いほど民間の会社ではそれがかなりの部分を占めておるんですけれども、この点について、ここは組合がないので、個人をどう評価するのか、これをお尋ねします。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）今回、給与制度の改正もありまして、勤務評定の制度を改正するように今取り組んでおります。これにつきましては従来、勤務評定を行ってございましたけれども、評定される職員の方がどういうところを評定されているかがまず明確でないということから、今回の勤務評定の改正に当たっては自己評価、まず自分が自分の仕事の内容を評価した上で、その内容を直属の上司がさらに評価する。その評価に当たっては、各職員が自己評価した内容の是正であるとか指導であるとかというところを整理していきながら評価していくと。その結果、理事が申しましたように、各課長でのばらつきがあれば調整をしていきながら、職員にわかりやすい評価にしたいというふうに考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。3点質問いたします。まず1点目は、今回調整手当が廃止になりまして地域手当になったわけですが、この支給割合は前回と同等なのかどうか1点です。

2点目の、先ほどの勤務実績の給与への転換がなされたわけですがけれども、勤務評定、評価方法に対しまして国・県からの指針が来ているのか、それとも町独自で今のいろいろな制度といたしますか、評価システムをつくらないといけないのかというのが2点目です。

3点目は、7ページに経過措置のイメージ図が出てきているわけですがけれども、現行に行く方と昇給停止の境、18年4月の。この昇給停止になる平均年齢は何歳ぐらいの方からがこの停止した後になる予定なんでしょうか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）まず、地域手当についてでございますが、今回の地域手当の支給につきましては従来の調整手当の概念ではなくて、まず、民間の賃金構造基本統計の調査がございますが、これの平均値と、それから、大都市圏に通勤する通勤者の人の移動の関係をもとに整理されておりまして、率にしましては、たまたま本町の場合でしたら調整手当3%が地域手当に置きかえたときに同じく3%になったような次第でございます。

それと、勤務実績の反映の指針でございますが、国・県の方から一応示されるのではないかという情報は得ておりますが、これまでのところ、まだ明確に示されておりません。ですから、先ほど佐中議員にご答弁させていただいた内容につきましては町独自で検討したものでございます。

それから、昇給停止の年齢でございますが、大体給料表の1・2級、ですから、若年層については、大体の年齢で言えば30歳以上の者が昇給の停止をするようになると考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）私は本当に海田町の給与体系は決して高いとは思っておりませんでしたので、今回のこの改定が出てきている、経過措置があるにしても、随分厳しい改定だなという思いはしているんです。先ほどの地域手当が支給割合としてたまたま一緒だったとおっしゃいますけれども、一緒であってよかったなという、もっと本当は海田町は5級地ぐらいにしてもいい地域じゃないかなと、私はこれを見て不満に思ったわけですがけれども、先ほど、国と県から指針が出るのではないかと思うけれども、現在出ていないというので、町単独で今考えているというご答弁でしたけれども、やはりそれは県・国に対していつ出てくるのかという請求をして、それをもとにプラス海田町の独自の強化システムをつくっていくのが筋であろうと思うんですがけれども、その点についてどう

お考えなのかということと、さっき質疑いたしました、昇給停止の平均年齢を出されていないというのは私は腑に落ちないんですけれども、30歳の方からもう昇給停止にかかわるような今回の改定なんでしょう。その辺をもう1度。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）まず、評価制度にかかわる国・県への要望でございますが、実は11月あたりに県の方に参りまして、今回の改正の内容も含めて協議をしたところが、基本的には町で進められることだからという内容の回答しかいただけませんで、こちらの方としても、かなり大きな改正でございますから、何がしかの指針を示してほしいということとは申し伝えてございます。

それから、昇給停止でございますが、給料表、今の職員の給料を新しい給料に置きかえましたら、大体、個人によって差がございますが、それはマイナスの幅が400円程度の者から、最大の方については4万円弱の中の幅がございます。この中で、平均的には30歳程度になろうかというふうに考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。資料6の7ページの経過措置のところのイメージ図なんですが、給料表が等級が減って号俸が増えているという改定になっておりますので、この経過措置の最大の期間、最大どのくらい措置が行われるのか、お願いします。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）一応私ごとで申しますと、私の給料を新給料に置きかえたときに大体2万8,000円ぐらい下がりました。この結果を新給料の制度に置きかえていきますと、昇給をしたとしても、新しい給料表の最高号給に達しません。ですから、私は年齢的に50歳でございますが、定年まで追いつかない状況でございますから、約10数年は経過措置がかかるというふうに考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）ということは、経過措置がかなり長いということは、その期間中に昇任、こういったものが起きるはずなんですね。そこらの措置はどのようにされていくのか。それと、給与を、先ほど言われましたように、最大で8号俸ですか、平均で4号俸は昇任時に上がるというふうに説明されたと思うんですが、それをどのような形で、給与で補償するのか、先ほど言われたのは調整額で補償するような言い方をされたと思うんですが、だから、その期間中に昇任が起きた場合にどのような措置をされるのか、お願い

します。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）昇任につきましては、級が上がりますので、それに伴いまして、先ほどの私の事例で言えば当然、新給料に追いつきますので、そういう改善は図られるということになります。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）改善は図れるというのは、それは給与で改善されるのですか、先ほど言われた調整額でやられるのですか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）あくまでも昇任にかかわりましては給料でございます。調整額といいますのは、今回の改正に当たって、今もらっている給料、それから、新給料に移行した時点での給料、この差額が生じた場合については給料として調整するものでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）今いろいろ質問が出たんですけれども、評価の点です。昔は勤務評定と言っていたんですけれども、勤務成績の評価、今やっておられる時点、仕組みと申しますか、それと、今、総務課長の方から話がありました、研究中か何か知りませんが、どのようなことを考えておられますか。要するに、最終決定者が町長です。そこに行くまでにいろいろあると思うんです。そのときに、ただ自己評価、自己申告が加わっただけで、あとは同じというのでは余り意味がないわけです。町長以下の人は皆関係するわけですから、よく聞いておかれた方がいいと思うんです。そういう点で、評価の仕方、今と、今後これが施行されて実際にやられる場合はどのようなことを考えておられるのかというのが第1点。

それと、私もそういうことは経験者なんですけれども、前は号俸が上がっていくのを昇給といていたんです。昇格というのがあるんです。これがまた公務員である皆さん方は一番問題にされると思うんです。とにかく号俸はずっと下まであるんですけれども、簡単なところからすぐぱっと昇格するというのが一番関心を持つところなんです。それが今度は皆、級になっているんですよ。考え方は何等級だったんです。下は何号俸というのが皆どちらも級になっちゃっているものですから、昇給と言われても、どちらの方を指すのかがわからんわけです。それで、ここに掲げてある、これは資料6の5ページに一番下の③昇給号給数というのがありますよね。これは、極めて良好な場合は8号給

以上とか書いてあるんですが、具体的に、今の昇給、昇格との関係でもう1度説明をしていただきたいと思います。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）まず、勤務評定の変更でございますが、現行行っておりました評価制度につきましては部長の評価がございません。それから、評価項目が、理事の方からでも説明いたしましたが、かなり数多くて、評価に非常に時間がかかると。それから、評定をする際、評価項目が多いんですが、その中にまた細目がございまして、それをまとめて1つの項目の評価とするというようなところもございました。これによってかなり時間もかかりましたし、評価のばらつきの原因にもなるということから、今回、評価の内容の変更につきましてはすべての職員を対象とした評価にすることと、評価項目の簡素化、簡略化と申しますか、項目数を整理するようにしております。それから、評定基準を明確化するとともに共通化していきながら、結果の点数をもってすぐに評価につながるというふうにしております。この結果を踏まえて、従来は調整者、それから最終調整者がおりましたが、最終調整者の前に、勤務評価のばらつきがないかどうかの調整会議的なものを設けて、適正な評価になるようにしたいというふうに考えております。

それから、昇給、昇格のお話でございますが、昇給につきましては要するに各級の縦のラインのことをあらわす表現でございます。昇格につきましては、1つの級のたてりから次の級のたてりに移るという内容でございます。ですから、昇給につきましては縦のライン、昇格につきましては横のラインにそれぞれ移っていくものでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）全然回答になっていないでしょう。昇給、昇格という言葉が、今おっしゃったとおりです、前はあったんだけども、今度は皆、級になっているでしょう、横が。何級、何級になっているでしょう。だから、昇格、昇給もわからんじゃないですか。昇給といえば号俸の方も上がるという、それはどういように区別されるんですかという質問をしたんです。それで、今の5ページの一番下の③のところで昇給号給数で勤務評定をなさっているでしょう、極めて良好とか何とか。それとの関係はどうなんですかという質問をしたんです。昇格はとか、その定義を言ったんじゃないんです。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（因幡）まず、総務課長が申し上げましたように、横のラインが級と書いてありますが、これが昇格でございます。それから、縦のラインが号で、通常は昇給という

ような言葉も使うんですが、勤務の給料表から言えば号になっております。それと、今の昇給の号数の関係でございますが、まず、今までの号数を4倍にしました。繰り返になりますが、その4倍になったもので特に成績が優秀な者はその号の8つ上がると。それから、普通の人には4つ上がるというようなことで、そういうふうの評定によって上がる幅を決めるために4倍にしたような意味もあるんですが、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）まだ聞きたいことはたくさんありますが、最後ですから、言います。人が人を評価するというのは大変難しいことですよね、それは。だから、町長のところへ持って行って、町長が鉛筆なりでこうだというようなことがないように、そういう仕組みをつくってほしいということなんです。今までいろいろ質問なされた方もそういうあれだと思っただろうんです。第三者が客観的に見て、そうだ、あいつはいいことをしたなというようなことを言われないうように。ただ自主申告だけが入って、形式的というか、名目的にそうだからいいやというような……。日常生活に皆関係することですからね。これはやっぱり生活費ですよ、何だかんだ言っても。だから、その辺に気をつけてほしいということが言いたかったわけです。

それと、今の、同じことばかり言われるんですけども、じゃ、12ページを見てください。具体的に言います。例えば1級の人が32級まで行って18万2,200円でしょう。それが、2級へ上がるのは18万3,800円、そこが一番近い、そこまで行かないと上がらないというんです、普通だったら。それが、キャリアとかノンキャリアとか、要領のいい人はぱっとすぐ上がっちゃうんですよ。そこがどういう考えでそういうように持っていくんですかというのが知りたいと言っているんです。その基準は何ですかと。言っていることが全然回答になっていないんですよ。何回も言うように、それはこの③とどういう関係にあるんですかということを行っているんです。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）桑原議員の指摘はわからんことはないんですが、これは一番大切な問題ですから、皆さんに納得できるような方法でないとできないということですので、公平性を重視してやっていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）3番、岡田です。私は公務員も成果主義賃金、こういうふうな体系になっ

たと思うんですけれども、先ほど総務部長も言われましたけれども、成績のよかった頑張る者ですか、そういう人たちが給料が上がる。民間の企業でしたら、頑張るということとは、有給も余り使わずに、残業もする、そういうのが頑張るという対象になるんですよ。公務員の場合でしたら、やはり全然民間とは違うんですから、評価をするといってもなかなか難しいと思うんです。利潤を出すとかというふうな職場じゃないですから。だから、そういうので、果たして本当に一生懸命やっている職員に対して公平な人事評価というんですか、そういうのができるかどうかというのが一番問題があると思うんです。今まで多くの大きな民間企業がこの成果主義賃金を導入していろいろ問題が出て、またもとに戻すとか、そういうことも実際になっておるんですけれども、適正な評価、やっぱり人間が評価されるわけですから、本当にできるのかどうか。いろいろな勤務体系とか、やはり労働基準法で定められたことはきちんと、労働者の権利ですから、それはそういうふうにしてもらって、その上でなおかつそういうことができるのかどうかというのは大変難しいと思うんですけれども、果たしてそういうことができるのかどうか。こういうふうな公務員という場所で成果主義賃金が本当にふさわしいのかどうかというのは考える必要が……。経費が総体的には人件費が抑制になる、このことが一番大きなことだと思うんですけれども、果たしてそういうことが本当にできるのかどうか。正しい、頑張る職員というのが均質じゃないですから、皆同じじゃないですから、そういうところが本当にできるのかどうかというのを。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）ご心配の筋、我々も非常にそのあたりは考えていかにゃいけないのですけれども、先ほど答弁しましたように、今まで、極端な言い方をすれば、やっても同じ、やらなくても同じ、そういう公務員の体質、これを今から公務員改革の中で変えていくということで成績主義が取り入れられるわけですから、そうした中で今の評価、これは100%のものに近づけていかなければいけませんけれども、人が人を評価するわけですから、最初から100%というのは難しいかもわかりません。ただ、そういった流れの中で、頑張る者は給料が上がっていく、あるいは昇任をしていく、そういう制度に変わっていくというものでございます。そういった評価の中のばらつき、これについては、1人だけが評価をしたのでは非常にばらつき、客観的な部分が抜ける場合もあるかと思いますので、そこらあたりは、先ほど総務課長が申しましたように、調整者あるいは評定会議のようなものの中で標準化といいますか、ばらつきの調整はしていく必要がある。そ

れを実施していく予定でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。今いろいろ意見が出ましたけれども、これから実施に当たって、実行に移されて、それまでに、職員の方が200名以上おられますので、皆さんにこれでいくということで研修というか、説明、徹底をこれから実行までにどのようなスケジュールでやっていかれるおつもりなのか、その辺をひとつ。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）今回は大きな改正でございますので、できれば議会終了後、年内に職員の説明会を開いて周知を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）もう一つだけ。それで、先ほども理事の答弁でありましたけれども、やはりこれを見ますと非常に、なしの人とAの人とかなり差がありますので、同じように建物の中で仕事があって、昇給する人はほくほくで、なしの人ははぶてるというか、そういう感じになると思うんですけれども、大事なのは、先ほど出ておりましたけれども、だれが見ても公平で、意欲が落ちないというような公平な評価機関の設置、これをもう1度具体的にどのように考えていらっしゃるか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど来、議員の皆さん方からいろんな助言とか教訓的なものをいただきましたが、それらを含めて慎重に対処していきたい、こういうように思っています。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）今の三宅さんの質問と関連するかもしれませんが、昇給がA、B、C、D、Eで決められて、これは決めていないと思うんですけれども、Aに何人、Bに何人という枠を決めておっているわけではないですよね。確認させてください。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）国の方では枠を示しておりますが、極めて良好、Aですが、これを5%、それから、特に良好を20%というふうに国の方では定めておりますが、町においてはそういうことは考えておりませんので、枠は設けておりません。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論があるようでございますので、討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）46号議案に反対討論を行います。政府自民党は、70年代には地方財政危機の原因を人件費に求めて地方公務員を攻撃してきました。80年代は臨調路線の行革によって今度は国家公務員を攻撃してきました。公務員労働者の圧倒的多数は各地方自治体や政府に雇われて働く労働者であるとともに、国民、住民全体に奉仕をする仕事の担い手であります。人件費の金額の面で見れば、なるべく少ない方がいいのは当然です。しかし、賃金、時間などの労働条件は、公務員の生活を守り、全体の奉仕者として公正で民主的で効率的な、行政のために積極的に働くことを保障するものでなければなりません。日本の公務員は国際比較すれば少なく、それによって国民負担の押しつけと国民サービス切り捨てをねらっております。もともと人事院勧告の指摘は公務員と民間労働者の対立をつくり、競い合わせる役割を持っております。特に最近賃金体系を変えたり賃下げを押しつける役割を果たしております。その結果、民間労働者の賃金や日本の経済にも重大な悪影響を与えております。公務員の賃金を下げたり賃金体系を変えたりすることによって、公務員の給料を下げたのだから民間も下げると、格差を競い合わせ、ますます労働条件が悪くなっております。今回提案されている改正でも、従来の年功序列型の職務職能給を、今盛んに民間が導入している成果主義賃金体系にするものであります。これは、賃金のみならず退職金にも大きく影響するものです。このことによって、給与全体の総額は増やさないで、業務の成果に対して格差をつけ、その結果によって労働者同士の争いをさせるものであります。今でも精神的に重圧がかかり、そのプレッシャーの影響で精神疾患と思われる職員も何人かおられます。この議案の一部には改善面もありますが、これにより公務員労働者の労働条件の悪化につながる提案に反対をし、討論を終わります。

○議長（原田）続いて、賛成討論を許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。第46号議案に対して賛成の立場から、討論を行います。先ほどの質疑の中でも申し述べましたが、海田町の職員の給料は決して高いとは思っておりませんし、心情的には反対の思いでいっぱいでございます。しかし、政府といたしまして、民間賃金との地域格差を反映させるために今回の人事院勧告でございます。民間とともに痛みを分かち合いながら日本を再生していくためには、今回の議案は賛成せ

ざるを得ません。以上をもって賛成討論といたします。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第46号議案について、起立により採決を行います。お諮りいたします。

第46号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第46号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第5、第47号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第47号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。下水道事業の健全な経営を図るための下水道使用料の改定及び規定の整理を行うものでございます。今回の下水道使用料の改定は、現行の使用料を約13%引き上げるものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）上下水道部次長。

○上下水道部次長（新浜）それでは、海田町下水道条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。今回の改正内容は、規定の整理及び下水道使用料の改定でございます。まず最初に、資料9によりまして使用料の改定につきまして説明させていただきます。資料9の1ページをお願いいたします。まず、下水道使用料改定の考え方でございますが、下水道事業に要します経費の費用負担のあり方は、基本的には雨水分については公費で、汚水分については私費、使用料で賄いなさいという下水道の原則がございます。ですから、雨水に係る費用につきましては料金算定の対象にはなっておりません。汚水に係る経費、これは主に維持管理費と資本費でございますが、下水道使用料で賄うことになります。現行の下水道使用料につきましては、平成13年度から15年度の財政収支計画に基づき算定したものでございますが、これは改定前の使用料の水準及び県内他都市の使用料等を勘案いたしまして、汚水分の維持管理費の全額と資本費の15%を賄うことができる水準にとどめたものでございます。今回、平成18年度から20年度までの3カ年の財政収支計画を策定いたしましたところ、現行の使用料では汚水の処理に要する経費の47.3%、これは汚水の維持管理費の全額及び資本費の30%に当たるものです。

が、これしか賄うことができず、この不足額を補てんするためには一般会計から3カ年で約11億6,000万円、年平均で3億9,000万円の繰入れが必要と試算されました。この不足額を町税等で補てんするということは、本来使用者が負担すべき費用を現在まだ下水道を使用されていない住民の方々にまで負担を強いるということになり、不公平がますます助長され、また、町の財政運営にも支障を来すことになりかねません。下水道の整備拡大と下水道施設の適正な維持管理を期すためにも、下水道使用料を適正な額に改定する必要があります。

続きまして、2の財政収支計画でございますが、計画期間は、先ほども述べましたとおり、平成18年度から平成20年度までの3年間でございます。汚水処理人口等につきましては、表のとおり推移していき、平成20年度末の汚水処理人口は2万5,000人を超え、普及率も90%近くになるものと考えております。次に、2ページをお願いいたします。財政収支計画の汚水処理費の費用でございますが、維持管理費と資本費を3年間分合計いたしますと、右下の約22億1,000万円となります。下の収益につきましては、一般会計繰入金は、現行では3年間合計約11億6,000万円、改定では約10億3,000万円でございます。改定すれば、一般会計からの繰入れが1億3,600万円余り少なくなるというものでございます。

次に、3ページでございます。下水道使用料の算定に当たりましては、汚水処理費の全額、これは汚水分維持管理費と資本費を指しますが、これらの全額を対象とすべきでございますが、この経費全額を使用料の対象といたしますと、使用料が著しく高額になりますので、引続き使用料の対象を限定することとし、汚水分の維持管理費全額と汚水資本費の38%を賄える額とするものでございます。次に、今回の平均改定率は13.02%でございます。参考といたしまして、基本料金は、一般家庭汚水、営業用汚水とも625円から690円に65円、10.40%のアップでございます。また、一般家庭1カ月当たり排出量20立方メートルの場合でございますが、1,740円が1,980円に240円、13.79%の改定でございます。改定時期は18年4月1日でございます。施行日にまたがる下水道使用料につきましては日割り計算で算出いたします。詳しくは後ほど説明申し上げます。

次に、4ページでございますが、ここには雨水・汚水経費の負担区分を載せております。既に説明させていただいておりますが、左側は、雨水は公費、汚水は私費負担の基本的考え方を図示しております。中ほどは13年度改定時の負担区分で、維持管理費の100%と資本費の15%を使用料で賄っていることを示しております。右側は維持管理費

の100%と資本費の38%を賄う改定案をお示ししております。

次に、5 ページでございますが、現行と改定（案）の比較表でございます。右側に載せておりますが、一般家庭污水では平均改定率13.37%、営業用污水12.92%、現在では該当は1件しかございませんが、公衆浴場污水はマイナス21.58%、プール及び土木工事等による污水につきましては9.68%で、全体では13.02%となっております。詳しい内容につきましては後ほど新旧対照表でご説明申し上げます。

6 ページには区分ごとの1カ月当たりの使用料を載せております。ご参照いただきたいと思います。

次に、7 ページでございますが、県内市町の一般家庭20立方メートル当たりの下水道使用料比較図を載せております。一番左が本町で、現行では1,740円と、県内で一番低い価格となっております。改定した場合、広島市、府中町と同額の1,980円となりますが、県内で最も低い使用料を維持することになります。海田町、広島市、府中町、坂町及び熊野町につきましては、この1市4町で構成する太田川流域下水道瀬野川処理区における東部浄化センターで污水を処理しております。下表の普及率の下に対象経費の算入率の欄がありますが、各市町とも維持管理費につきましては100%を使用料で賄っておりますが、資本費につきましてはばらつきがございます。本町の場合は現行15%で、改定案で38%の見込みとなっております。

次に、8 ページ、平成17年3月31日現在の県内市町の人口普及率でございますが、県平均が63.3%、本町では79.4%と、県で上位から5番目を占めております。この普及率は住民基本台帳人口によるものでございます。

続きまして、資料7「海田町下水道条例新旧対照表」をお願いいたします。今回の改正は第13条と第18条でございます。まず、第13条でございますが、下水道法施行令第9条の除外施設関係で条文が2つ増えたため、第13条第1号中「令第9条の8」を「令第9条の10」に、同条第2号中「令第9条の9第1項各号」を「令第9条の11第1項各号」に、「令第9条の9第2項」を「令第9条の11第2項」とするものでございます。次に、第18条でございますが、同条第2項の表中、一般家庭污水の項目の基本料金「625円」を「690円」に、超過料金「88円」を「102円」に、「135円」を「156円」に、「194円」を「222円」に、「259円」を「294円」に、「287円」を「324円」に改め、次ページになりますが、営業用污水の項目の基本料金「625円」を「690円」に、超過料金「88円」を「102円」に、「146円」を「169円」に、「213円」を「244円」に、「271円」を「308円」

に、「330円」を「373円」に、「369円」を「416円」に、「400円」を「449円」に、「428円」を「480円」に改め、公衆浴場汚水につきましては基本料金100立方メートルまで3,500円を10立方メートル690円に、100立方メートルを超えるもの1立方メートル当たり46円を細分化いたしまして、10立方メートルを超え15立方メートルまでを102円に、15立方メートルを超え20立方メートルまでを156円に、20立方メートルを超えるものを35円とし、次ページでございますが、プール及び土木工事等による汚水の項目の「155円」を「170円」に改めるものでございます。

次に、下水道条例附則につきましてご説明申し上げます。第47号議案21ページをお願いいたします。附則第1項は、施行日を平成18年4月1日といたしております。第2項は、平成18年4月1日以降のものについて改正条例を適用する旨を定めております。第3項及び第4項につきましては、使用料改定にかかわる料金算定と端数処理について定めてあります。

続きまして、資料8をご覧くださいと思います。一例といたしまして、平成18年2月15日から4月14日までの、改定日前後にまたがり2カ月間に40立方メートルを排出した場合の下水道使用料の計算方法を示しております。旧料金対象の2月15日から3月31日までは45日間、新料金対象の4月1日から検針日4月15日の前日4月14日まで14日でございます。全体の日数は合計で59日でございます。旧料金で40立方メートルの使用料は3,480円で、旧料金に係る日数が45日ですので、これに59分の45を掛けますと2,654円24銭となりますが、1円未満を切り捨てまして2,654円となります。新料金で40立方メートルの使用料は3,960円で、これに59分の14を掛けますと939円66銭となりますが、これも1円未満を切り捨てて939円となります。2,654円に939円を加えて3,593円となりまして、これに消費税を加えるため1.05を掛けますと3,772円65銭となり、これも1円未満を切り捨てて3,772円の使用料となるものでございます。以上で下水道条例の一部改正の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。資料9の5ページで、今回の公衆浴場汚水を随分減額といたしますか、広島市の料金設定に合わせたということですが、じゃ、この料金設定をする前と、した後の収益はどのぐらい減になりますでしょうか。

○議長（原田）上下水道部次長。

○上下水道部次長（新浜） ご指摘の公衆浴場汚水につきましては、月平均で2万円減、年間で24万円の減と見込んでおります。

○議長（原田） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 討論があるようでございますので、討論を行います。まず、反対討論を許します。岡田議員。

○3番（岡田） 3番、岡田です。第47号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。公共下水道は地域の環境衛生を守る重要な施設です。町がこうした住民サービスを充実させ、住民の要求に対応していくことを望んでおります。しかし、諸般の事情で値上げもやむなしということになれば、わずかとはいえ、住民負担が増えるので、反対いたします。小泉内閣は痛みを伴う構造改革を推進しております。この構造改革で所得税の定率減税の廃止、高齢者控除の廃止、公的年金控除の縮小、配偶者特別控除の廃止や、給与所得税控除、配偶者控除、扶養控除など、いわゆるサラリーマン控除の廃止・縮小を打ち出し、それに伴い、当然のごとく住民税も増税になります。また、所得の低い人に重い負担となる消費税率の引き上げ、個人事業が継続しがたくなるほどの免税点の引き下げなどのいわゆる弱い者いじめ、社会保障においては高齢者の医療費の負担増、サラリーマンの医療費の3割負担、老人ホームなどの施設利用者のホテルコスト全額自己負担導入、年金の物価スライドの削減、生活保護の老齢加算の廃止、母子加算の廃止など、また、雇用保険の値上げ、失業給付の削減、教育では国立大学の授業料の値上げなど、挙げれば切りがありません。文字どおりの大增税です。節約しようにもしようがない下水道料金まで上がってしまえば、住民からの滞納も生まれ、かえって町のサービスに支障を来す可能性があります。以上のことから、この第47号議案に反対いたします。

○議長（原田） 続いて、賛成討論を許します。住吉議員。

○14番（住吉） 14番、住吉議員です。第47号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論をいたします。海田町の下水道整備は極めて順調に進んでおります。先ほどありましたように、平成20年には約90%の普及率になります。そうすることで、県下で5番目の普及率になっております。この整備を一層拡大し、適正な

維持管理をしていくためには料金の改正はやむを得ないものであります。特に説明にありましたように、汚水道の整備は使用者が100%負担すべきものになっております。そう
いうことで、我々下水道を使用する者が負担する仕組みになっております。それと、い
ろいろ一般財源等からの投入もありますけれども、それをやりますと、下水道を使用し
ていない人に負担をかけることになります。不公平が生じますということ。もう一つは、
今回の改正でもわかりますように、県下では最低の料金であります。繰り返しますが、
私ども下水道の使用者が私どもの負担すべき義務を負わされておると言っても過言では
ありません。そういうことで賛成討論といたします。終わります。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第47号議案につ
いて、起立により採決を行います。お諮りいたします。

第47号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第47号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩いたします。再開は11時。

~~~~~○~~~~~

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第6、第48号議案、平成17年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町
長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第48号議案、平成17年度海田町一般会計補正予算（第6号）について。平
成17年度海田町一般会計補正予算（第6号）は、給与改定による職員級の減額などの予
算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1,808万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を
歳入歳出それぞれ73億7,347万9,000円とするものでございます。内容につきましては担
当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、第48号議案、平成17年度海田町一般会計補正予算（第6号）

についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料10の「平成17年度補正予算説明書」に従いまして、歳出の方からご説明いたします。資料10の5ページをお願いいたします。5ページから17ページにかけて給料、職員手当等、共済費の増減を行っておりますけれども、給料、職員手当等につきましては給与改定や昇任などによる増減、共済費につきましては負担率の改正が行われたことなどに伴う増減でございます。

それでは、総務費の一般管理費の賃金につきましては、職員の産休により新たに臨時職員を雇用する必要が生じたため31万2,000円を増額するものでございます。工事請負費でありますけれども、既存の役場駐輪場を今年度末までに返還する必要が生じたため、空調設備改修工事の入札執行残を差引き、役場駐輪場整備工事及び役場駐輪場撤去工事費として121万8,000円を増額するものでございます。

6ページをお願いいたします。6ページの諸費の償還金利子及び割引料につきましては、個人町民税や法人町民税の還付金が当初の見込みを上回ったため、300万円を増額するものでございます。

次に、8ページの方をお願いいたします。8ページの民生費の社会福祉費の老人福祉費の報償費につきましては、老人福祉一般事務事業であります。平成18年4月からの在宅福祉制度の改正に伴い、既存の在宅介護支援センターが地域包括支援センターに変更になってまいります。この制度改正に伴い、4月からの制度開始前に地域包括支援センターの設置・運営方法などを協議するための運営協議会を開催する必要があることから、その出席手当として11万円を増額するものでございます。次に、需用費、委託料及び備品購入費につきましては、介護予防事業を新たに福祉センターで実施することに伴う費用として、需用費につきましてはストレッチ用のマットなどの消耗品費として11万円を、委託料につきましては、筋力向上トレーニング機器を活用し、利用者の指導をするための業務委託料として28万8,000円を、備品購入費につきましては介護予防用筋力向上トレーニング機器とデータ管理用のパソコンの購入費として合わせて561万円を、それぞれ増額するものでございます。繰出金につきましては、平成18年度からの介護保険制度の改正に伴い、電算システムの改修費用や機器の購入費用として1,129万3,000円を介護保険特別会計への繰出金として増額するものでございます。

次に、福祉センター費の賃金につきましては、職員の産休により新たに臨時職員を雇用する必要が生じたため、24万2,000円を増額するものでございます。次に、委託料とい

たしましては、消防設備保守点検業務委託料及びプール監視業務委託料の入札執行残、合わせて369万2,000円を減額するものでございます。工事請負費につきましては、介護予防事業として老人福祉費の備品購入費で介護予防備品を購入することとしておりますが、この機器を福祉センターに設置し、介護予防事業を実施するための健康増進コーナー間仕切り設置等工事として139万7,000円を増額するものでございます。

次に、9ページの心身障害者福祉費の報償費と委託料につきましては、心身障害者支援事業として、報償費につきましては、4月からの自立支援法施行に伴い、認定業務を試験的に行うための審査会委員の謝礼として7万円を、委託料につきましては、主治医による意見書の作成料などとして4万7,000円を、それぞれ増額するものでございます。扶助費につきましては、重度心身障害者福祉タクシー等助成金であります。利用率の上昇に伴い、20万円を増額するものでございます。次に、償還金利子及び割引料につきましては、額の確定に伴う平成16年度身体障害者保護費負担金及び在宅福祉事業費補助金の返還金として、それぞれ21万2,000円、66万8,000円、合わせて88万円を増額するものでございます。

次に、福祉医療費の償還金利子及び割引料につきましても、額の確定に伴う平成16年度の福祉医療費補助金の返還金として134万7,000円を増額するものでございます。

10ページをお願いいたします。10ページの児童福祉費の児童措置費の扶助費につきましては、児童手当受給者数の増に伴い、被用者、非被用者、特例給付分、それぞれ181万5,000円、225万円、77万円、合わせて483万5,000円を増額するものでございます。

次に、11ページの衛生費の保健衛生費の保健センター総務費の扶助費につきましては、申請者数の増加が見込まれることによる精神障害者通院医療費助成金を35万円増額するものでございます。

12ページをお願いいたします。12ページの清掃費の塵芥処理費の委託料につきましては、資源物収集運搬業務、一般廃棄物収集業務及び有害ごみ収集業務委託料の入札執行残として、合わせて1,902万7,000円を減額するものでございます。

次に、13ページの下段の土木費の都市計画費の都市計画総務費の繰出金につきましては、下水道会計において前年度繰越金を予算化したことに伴い、公共下水道事業特別会計への基準外繰出金を2,500万円減額するものでございます。

15ページをお願いいたします。15ページの教育費の小学校費の学校管理費の工事請負費につきましては、海田西小学校体育館の屋根改修工事費として920万円を増額するもの

でございます。

次に、17ページをお願いいたします。17ページの教育費の保健体育費の保健体育施設費の賃金につきましては、雨天などによるプールの開放日数などの減により、小学校プールの監視員賃金60万3,000円を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。1ページの町税の町たばこ税につきましては、喫煙者の減少は見込めるものの、喫煙本数の増加により1,390万円を増額するものでございます。

次に、地方特例交付金につきましては、平成11年度の税制改正により、恒久的な減税に伴う減税額の一部を補てんするため、地方税の代替的な性格を有する財源として交付されるものでありますけれども、額の確定に伴い、203万6,000円を増額するものでございます。

次に、地方交付税につきましては、基準財政需要額と基準財政収入額の差額から臨時財政対策債への振り替え分を控除したものが交付されるものでありますけれども、今回の増額の主な要因は、国の三位一体の改革により、養護老人ホーム等保護費負担金や児童保護費補助金、また準要保護児童・生徒就学援助費補助金、また公営住宅家賃対策補助金などが一般財源化されたことによる経常経費の増額、また、合併を前提とした事業の前倒し実施などによる、通常事業量を超える部分が投資的経費の事業費補正により算入されたことにより7,582万4,000円を増額するものでございます。

次に、国庫支出金の国庫負担金の民生費国庫負担金の心身障害者福祉費負担金につきましては、額の確定に伴う平成16年度分の身体障害者保護費負担金及び知的障害者施設支援費負担金の追加交付として、それぞれ47万6,000円、11万6,000円、合わせて59万2,000円を増額するものでございます。次に、被用者児童手当負担金から2ページの非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金までの補正額につきましては、受給対象者の増減に伴い、それぞれ増減をしたものでございます。

次に、国庫補助金の民生費国庫補助金の老人福祉費補助金につきましては、福祉センターで実施する筋力向上トレーニング機器を活用した介護予防事業に係る補助金、地域介護・福祉空間整備等交付金として711万4,000円を増額するものでございます。次に、心身障害者福祉費補助金につきましては、4月からの自立支援法の施行に伴い、試行的に行う障害の程度区分を認定する調査員等の研修に係る補助金である自立支援法施行事業補助金として5万7,000円を増額するものでございます。

次に、3ページの県支出金の県負担金の民生費負担金の心身障害者福祉費負担金につきましては、額の確定に伴う平成16年度の身体障害者保護費負担金及び知的障害者施設支援費負担金の追加交付として、それぞれ19万3,000円、5万8,000円、合わせて25万1,000円を増額するものでございます。次に、被用者児童手当負担金につきましては、対象者の減に伴い4万6,000円を減額し、非被用者児童手当負担金から非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金までにつきましては、対象者の増に伴い、それぞれ6万7,000円、66万8,000円、30万7,000円を増額するものでございます。

次に、県補助金の民生費補助金の社会福祉費補助金につきましては、国庫補助金にもありましたとおり、4月からの自立支援法の施行に伴う自立支援法施行事業に係る県費分の補助金として2万8,000円を、また、額の確定に伴う平成16年度福祉医療費補助金の追加交付として、重度医療につきましては104万1,000円を、ひとり親家庭等医療につきましては42万8,000円を、それぞれ増額し、合わせて149万7,000円を増額するものでございます。

4ページをお願いいたします。繰入金の基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整に伴い1億2,183万円を減額するものでございます。

次に、諸収入の雑入につきましては、交通事故に伴う財団法人全国自治協会からの保険金として13万7,000円を増額するものでございます。

次に、町債の減税補てん債につきましては、平成11年度の恒久減税に伴う減収分を補てんする起債であります。額の確定に伴い、610万円を増額するものでございます。臨時財政対策債につきましても、額の確定に伴う760万円を減額するものでございます。

次に、議案につきましてご説明いたします。48号議案をお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,808万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億7,347万9,000円とするものでございます。また、あわせて債務負担行為と地方債の補正を行うものでございます。議案の方の5ページをお願いいたします。「第2表 債務負担行為補正」として1件の追加をしております。福祉センター指定管理業務委託に係る額であります。平成18年度から20年度までの3カ年分の委託料について債務負担行為を設定するものでございます。6ページをお願いいたします。「第3表 地方債補正」でありますけれども、2件の変更を計上しております。内容につきましては歳入のところでご説明いたしましたので、省略させていただきます。以上で平成17年度海田町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わ

ります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）資料10の15ページ、西小学校の屋根の改修工事のことでございますが、私は一般質問でも申しましたように、この工事に当たっては平成17年度の予算のときに町長の最終的なあれで、避難所でもあるので、何とか予算がとれたらということで、ここで補正が出ていますが、そのときの委員会の中で、東小学校の屋根の方が西小学校より古いと。傷みがひどい。確か雨も漏っています。だから、早急にそちらもせにゃいけんというような説明がありました。にもかかわらず、東小学校の方が傷みがひどいのに、西小学校はここで補正が出て、東小学校の補正は、屋根の補修ですね、そういうことは出ていない。その説明と、私が言いました、西小学校が建って四、五年たって南小学校が建っています。それで、私が言うように、南小学校も屋根を点検して、張りかえじゃなしに塗装だけしたら、業者に聞いたら150万ぐらいで済むと言われましたから、それを150万ぐらいで予算化して、さっきやった920万もかからないと思いますが、どちらの方が財政的に得か、有利か、その説明をお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この海田西小学校の体育館の今回の塗装の件でございますが、当初の予算のときに現地視察をさせていただきました。そのときに、皆さんも一緒に見ていただきまして、どちらも傷んでいるということなんですけれども、今、崎本議員がおっしゃったような、漏れておるということを私の方では報告を受けていないんです。東小学校の体育館が雨漏りがしておるということは私も知っていないんです。そこらを含めて、皆さんと一緒に回ったときに、これは東より西の方がひどいじゃないかという意見が議員の皆さんからもあったことを私も聞いていますので、そこらを含めて今回これをお願いしたという経緯でございます。今、崎本議員がおっしゃったように、昨日の一般質問でもありましたように、計画性がないというのは、確かに私も何十年に1遍塗りかえるということに対して、普通のかかわらものとかトタンの屋根は10年に1遍、昨日も話しましたように、マンションでも外壁を10年に1遍ぐらいしておるのが、今まで手をつけていなかったことにも大きな問題があると私も思っておりまして、西の方が皆さんに見てもらったときにご指摘いただいたから、今回、西小学校の体育館の方を先にさせていただいたというふうに考えております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）教育委員会の平成17年の予算にときに、もう東小学校の屋根の方がひどかったんです。それをなぜ点検されんのですか。私はそういう点検をして、今、町長が言われましたけれども、どっちが正しいかわかりませんが、屋根を改修工事して塗装なり何なり措置をしてくれと。なぜ教育の……。あそこは避難場所ですよ。雨漏りも知っていました。皆知っておるんです。なぜそれを総務の方へ申し込まれなかったんですか。町長は今まで知らなかったと。体育祭のときに青木課長に言うたでしょうが。なぜ町長に報告していないんですか。なぜ報告されていなかったんですか。言うたでしょうが、体育祭のときに来賓席で。あれは雨漏りがしておると。反対側を見てみなさいと。真っ赤にさびておる、何とか早急に措置せんかったらだめよと言うたでしょうが。なぜ町長に報告していないんですか。だから、計画性を持って。私が言うたでしょうが。南小学校もひどい。言うたらちゃんとそのとおりにやりなさいや。総務へ言ったら、予算がないから、予算化できないと。そうしたら、議会からまた請求しますよ。なぜそういうことをされんのですか。だから、学校の施設の整備や新設に対して計画性を持ってやりなさいというのはそこでしょうが。なぜそれができないのですか。課長、議員が言うたことを一々町長に報告せんのはなぜですか。自分がどうにかできるんですか。そこを課長、答弁をお願いします。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木）ただいま崎本議員がおっしゃいました体育館の件で、海田東小の運動会の際に確かに崎本議員の方からそういったご指摘を受けました。そして、私どもの方は学校の方で、先般もまた再度確認しましたがけれども、体育館に関して雨漏りについてはないということで確認をさせていただいております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）あんたね、ええかげんなことを言うちゃだめよ。西田さんも知っておつてよ。屋根を見たら、雨が漏った跡があるでしょうが。体育館の天井を見たら。みんな確認していっていますよ。何を言いよるんか。じゃ、今から行って確認するか。そういうことを自分が確認して、写真でも持ってきて言うんならええよ。わし1人じゃない、西田さんもみんな知っておつてよ、天井に跡があるのは。何をええかげんなことを言うか。これが教育にかかわる人間か。後から徹底的に追及しますから。3回しかないんじゃないから。ということで、町長をはじめ、総務の。そういう事態じゃから、私は来年度の

予算でもきちっと計上して、南海田小学校が150万で済むものなら、2年も3年も投げて920万かかるか、今、塗装で済むんじゃないたら、業者に見積もってみなさい、わしは150万で済むと言われたんじゃないから。150万かけてまだ5年でも7年でももったら、そちらの方が有利じゃから。教育長が言うように、2年も3年も920万かけるまでほうっておくか、早急に応急処置して、それで5年、7年もたせばそっちの方が得じゃから、総力を挙げて、計画を立ててそういうことの方に実行してもらえるか、もらえんか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）よく調査しまして、すぐに善処したい、そういうふうに考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございますか。佐中議員。

○15番（佐中）歳入にしても歳出にしても、障害者の自立支援法が各費目であるわけですが、私の認識では、来年4月1日から支援法が実施されると思うんですけども、ここにずっと掲げられておる……。基本的なことをお尋ねしますが、支援法ができて実施するのに、今まである町の単独事業の条例、あるいは県、新しい法律ができたから、法律の方が優先して、今までの分は全部なくなるという仕組みになっているのか、それとも、支援法に基づいて、今まである条例を整備する、改定するという方法をとるのかどうか、お尋ねします。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（植野）今回の自立支援法の改正につきまして、関連する条例等につきまして単町分については影響はございません。ただ、このたび補正の方でお願いしております件につきましては、18年10月10日以降に行います居宅支援事業につきましては、介護保険に準じた認定審査会において障害区分の程度を審査する委員会を設けるようにということになっております。そして、この件に関しましては国・県より、17年度中にその認定審査会の試行を行うように指導を受けておりますので、今回、補正をお願いしておりますものでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）私が言うのは、新しい法律ができた、単独で事業をやっておられる問題について、それはどうなるのかというのをお尋ねするんです。例えば具体的には今の精神障害者の交通費を出しておるでしょう、10%の分で各々県と町が分けて。それじゃ、それは具体的には来年4月1日以降はどうなるのか。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（木原晴彦）精神障害者の通院費の助成の話だろうと思います。先般の一般質問でも町長がお答えしましたように、現在５％、町独自で助成をしておるということで、これはまず維持するように考えたい。ただ、その５％分また個人負担がかかるであろうということがもちろん想定できるわけですが、これについて、近隣の市町、広島市、府中町あたりも同等のような制度を実施されておりますので、その動向もよく加味しながら、今までどおりの無料化なり５％維持なりというところは選択をしたいというふうに考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございますか。三宅議員。

○２番（三宅）２番、三宅です。役場の駐輪場の撤去及び新設工事で、既設のところが立ち退きで、おられなくなったということで、新設の場所が高架の用地ではないかと思うんですけれども、新しいところもまたどこかざるを得んようなことが、まだ全部までは時間がかかるんですけれども、新設場所がまた新しいところが不都合が生じることはないのかどうか、それを聞かせてください。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）連立の用地を借り受けておりますけれども、これについては役場移転が恐らく一番最後になろうかと思っておりますので、さらに移転をしていくということはないというふうに考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第48号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第48号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第７、第49号議案、平成17年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第49号議案、平成17年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

について。平成17年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、石原地内の污水管布設工事などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ2,640万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,622万7,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）上下水道部次長。

○上下水道部次長（新浜） それでは、平成17年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。資料14、補正予算説明書の1ページをご覧くださいと思います。歳入でございますが、下水道事業費補助金を1,000万円増額いたしております。これは、後ほど説明いたします公共下水道整備費に係る補助金の増でございます。次の繰入金とその下の繰越金につきましては関連がございますので、一緒に説明いたします。一般会計繰入金を2,500万円減額し、前年度繰越金から2,770万6,000円繰入れ、この補正に係る補正額を調整いたしております。次の町債につきましては、流域関連公共下水道事業費の増に伴います起債の増1,370万円でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。歳出でございますが、総務費の一般管理費を40万6,000円増額するものでございます。これは、人事院勧告によりまして給料を2万9,000円、共済費を6万5,000円、それぞれ減額しております。また、職員手当等につきましては主に時間外勤務手当の増で、50万円増額しております。次に、事業費の工事請負費でございますが、補助金の増額及び面整備に伴いまして污水管の新設工事を2カ所増やしております。内容につきましては資料15の工事箇所図をご参照いただきたいと思います。また、補償補てん及び賠償金でございますが、ガスパ等移設補償費の増600万円でございます。

なお、3ページ以降には給与費明細書を載せておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、第49号議案をお願いいたします。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,640万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億1,622万7,000円とするものでございます。次に、第2条の地方債の補正でございますが、先ほど説明いたしましたので、省略させていただきます。以上で、補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。議案書の1ページの前年度の繰越金2,770万6,000円ですが、これは調定額イコールこの金額でしょうか。

○議長（原田）上下水道部次長。

○上下水道部次長（新浜）繰越金につきましては5,600万円ありますので、そのうちの2,700万程度でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第49号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第49号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第8、第50号議案、平成17年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第50号議案、平成17年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。平成17年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、退職被保険者等療養給付費の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1億5,457万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,896万2,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（貝原）それでは、第50号議案、平成17年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正予算は、保険給付費の増加により不足が見込まれること、及び老人保健拠出金、介護納付金金額確定によるもので、退職者等医療費の増加による療養給付費等交付金の増額分等で必要な額の補正をお願いするものでございます。

それでは、資料の16「補正予算説明書」で説明いたしますので、お願いいたします。歳出からご説明いたします。2ページをお願いいたします。保険給付費、療養諸費のうち

一般被保険者療養給付費の2,740万4,000円は、一般被保険者の療養給付費が増加したことにより予算の不足が見込まれるため、増額するものでございます。退職被保険者等療養給付費の1億2,686万1,000円は、退職被保険者数及び療養給付費が大幅に増加したことにより予算の不足が見込まれるため、増額するものでございます。退職被保険者等療養費の214万6,000円も同様でございます。一般被保険者審査支払手数料の21万2,000円及び退職被保険者等審査支払手数料の31万6,000円は、受診件数の増加により予算の不足が見込まれるため、増額するものでございます。次の保険給付費、高額療養諸費、退職被保険者等高額療養費の787万4,000円も、退職被保険者数及び療養給付費が大幅に増加したことに伴い、高額療養費も増え、予算の不足が見込まれるため、増額するものでございます。次に、3ページをお願いいたします。老人保健拠出金の老人保健医療費拠出金のマイナス2,956万7,000円は、老人保健受給対象年齢引き上げによる、前々年度70歳到達者給付費の減少分が見込みよりも少なかったことによる精算分の減、及び調整金額算定率等の変動により老人保健医療費拠出金額が減額決定されたことによるものでございます。老人保健事務費拠出金の8万4,000円は、審査支払に係る件数の増加等により老人保健事務費拠出金額が増額決定されたものでございます。次に、介護納付金の1,924万1,000円は、介護納付第2号被保険者負担額が前々年度概算納付金に比べ増額となり、清算分が増えたことにより介護納付費納付金額が増額決定されたことによるものでございます。

続きまして、歳入予算について説明いたします。1ページをお願いいたします。療養給付費等交付金現年度分の1億5,457万1,000円は、退職被保険者数及び療養給付費等が大幅に増加したことにより、交付金が増額交付されるものでございます。

それでは、第50号議案、議案書をご覧ください。海田町国民健康保険特別会計補正予算として歳入歳出それぞれ1億5,457万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,896万2,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第50号議案につ

いて採決を行います。お諮りいたします。

第50号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第9、第51号議案、平成17年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第51号議案、平成17年度海田町介護保険特別会計補正予算(第2号)について。平成17年度海田町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、平成18年4月からの制度改正に対応するシステム改修などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1,129万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,742万3,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(原田) 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長(上村) それでは、第51号議案、平成17年度海田町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。資料17の「補正予算説明書」をお願いいたします。今回の補正予算でございますが、介護保険制度改正のうち平成18年4月からの実施に伴うもので、具体的には、制度に対応するための新たなシステムへの対応作業、及びシステムに対応できる機器の購入に要する予算措置でございます。

それでは、2ページの歳出予算からご説明申し上げます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の13節委託料の856万3,000円と18節備品購入費の273万円につきましては、先ほど申しましたが、制度改正に伴い、平成18年度4月から実施する介護予防システムの転換となる予防サービスに伴う軽度者への新予防給付や低所得者への負担軽減を図るための保険料段階の見直しなどに伴う新たなシステムへの対応作業に要する委託料、及びこのシステムに対応できるパソコンやデータを共有し、供給するサーバーなどの備品購入費でございます。次に、予算品目の組み替えでございます。内容としましては、平成17年10月からの介護保険施設等における居住費及び食費について原則自己負担となることに伴い、入所者のうち低所得者の方への過重な負担とならないように、新たに特定入所者介護サービス給付費を創設する予算措置を本年9月議会の補正予算で提案し、ご承認いただきました。その後、国からの指導等によりまして、2款保険給付費の項について、1項の介護サービス等諸費を5項の特定入所者介護サービス等費に、目に

については6目特定入所者介護サービス給付費を1目特定入所者介護サービス費に組み替えを行うものでございまして、予算額については変更はございません。

次に、1ページをお願いいたします。歳入のご説明を申し上げます。7款繰入金、1項1目の一般会計繰入金、2節の事務費等繰入金の1,129万3,000円につきましては、平成18年4月からの介護保険制度改正に伴うシステム改修及び備品等の購入に対する繰入金でございます。

議案書をお願いいたします。歳入歳出予算それぞれ1,129万3,000円を増額し、歳入歳出それぞれ11億2,742万3,000円とするものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第51号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第51号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第10、第52号議案、平成17年度海田町水道事業会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第52号議案、平成17年度海田町水道事業会計補正予算（第3号）。平成17年度海田町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、人事院勧告に基づく給与改定等による人件費を補正するもので、収益的支出を161万円増額し、事業費総額を4億3,836万1,000円とし、資本的支出を23万8,000円増額し、資本的支出総額を1億9,587万7,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）上下水道部次長。

○上下水道部次長（新浜）それでは、第52号議案、平成17年度海田町水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。資料18の1ページをお願いいたします。

水道事業費用の営業費用でございますが、給与改定等による人件費の補正をいたしております。原水及び浄水費を49万6,000円、配水及び給水費を81万7,000円、総係費を29万7,000円、それぞれ増額いたしております。続きまして、資本的支出でございますが、建設改良費の配水設備整備費を23万8,000円増額いたしております。これも給与改定等によるものでございます。

なお、2ページには資金計画を、3ページから6ページには給与費明細書を、7ページから8ページにかけては本年度の予定貸借対照表を添えております。また、それ以降のページには基礎資料といたしまして、収益的支出と資本的支出の見積基礎を上げておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、第52号議案をお願いいたします。ただいまご説明いたしました補正によりまして、補正予算書第2条の平成17年度海田町水道事業会計予算第3条の予定額は、事業費用を161万円増額いたしまして4億3,836万1,000円とし、また、補正予算書第3条の予算第4条の予定額は、資本的支出を23万8,000円増額いたしまして1億9,587万7,000円とするものでございます。なお、括弧中につきましては、資本的支出額、不足する額、及び建設改良積立金を、それぞれ23万8,000円増額するものでございます。次に、補正予算書第4条の予算第6条に定めた経費の金額、職員給与費を184万8,000円増額いたしまして9,633万円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第52号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第52号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて、平成17年第6回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでご

ざいました。

午前 1 1 時 4 7 分 閉会